

岩手県監査委員告示第4号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 菊池 武利
岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成21年7月28日

(2) 本監査実施日 平成21年9月10日

3 監査結果の公表の日 平成21年11月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>行政財産使用料、教育財産使用料及び公園占用料の徴収に当たり、債権確定後及び使用許可後相当期間経過してから調定しているものが2件、612,656円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、職員の意識改革を図るとともに、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>収入事務の調定遅延を防止するため、次のことに取り組み、事務の改善に努める。</p> <p>(1) 毎月第1月曜日を経理関係事務の点検日と定め、財産使用許可については、当該点検で許可の内容及び使用料の調定等の処理状況を、担当課長を責任者として確認する。</p> <p>(2) 財産使用許可に伴う収入については、担当課及び経理業務主管課である教育企画室が、許可一覧表により二重に確認する仕組みとする。</p> <p>以上の取組みにより、今後、事務処理の遅れ等を防止していく。</p>